

# 福祉サービスご利用案内

後遺症の状況によっては、さまざまな福祉サービスを利用することができます。該当するかどうかの基準や手続きは、それぞれの制度により決まっており、利用要件（医師の診断）などがありますので、下記を参考に市の窓口、医師や病院のソーシャルワーカーにご相談ください。

## ■ 脳の病気や事故による後遺症と対応する制度

- 手足のまひや言語、視野等に障害がある場合 …… 身体障害者手帳（身体障害者福祉法）
- 発達期（18歳未満）に発症または受傷した場合 …… 愛の手帳（療育手帳：東京都愛の手帳交付要綱）
- 記憶障害や注意障害、社会的行動障害等がある場合 …… 精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法）  
（高次脳機能障害があるときは「器質性精神障害」として対象となる場合があります）
- 65歳以上で介護や支援が必要なとき …… 介護保険（介護保険法）  
（又は40歳～65歳までで特定疾患がある場合：「脳血管疾患」等）

## ■ 申請の流れ

| 制度                           | ▶                    | 窓口                                    | ▶      | ご利用にあたって   |
|------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--------|--|
| ・身体障害者手帳<br>・精神障害者<br>保健福祉手帳 | 発症や<br>初診から<br>約6ヶ月後 | 各市窓口<br>（障害福祉課など）                     | 約1～2ヶ月 | 各種手帳の交付<br>サービス利用者負担は<br>原則1割                              |
| 介護保険                         | 発症から<br>約2～4週間後      | 各市窓口<br>（高齢福祉課、介護保険課など）<br>地域包括支援センター | 約1ヶ月   | 介護保険認定<br>ケアマネージャー選定にて<br>サービス利用へ<br>サービス利用者負担は<br>原則1割～3割 |

## ■ 障害福祉サービス受給者証について

障害福祉サービスの利用には「障害福祉サービス受給者証」が必要です。障害者総合支援法により、身体・知的・精神などに障害のある方が、障害の種類に関係なく共通のサービスを利用できるようになりましたので、ぜひご利用ください。

| 申請                              | ▶             | 決定   | ▶     | 交付                      |
|---------------------------------|---------------|--|-------|-------------------------|
| 各市窓口にて<br>（障害福祉課など）<br>サービス利用申請 | 調査・判定<br>約1ヶ月 | ・プランの作成（案）<br>・障害支援区分認定<br>・サービスの種類、<br>支給量の決定 | プラン策定 | 障害福祉サービス<br>受給者証の<br>交付 |

サービス  
ご利用  
できます